

一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理状況報告書（平成31年度）

1、施設概要

設置主体名	伊勢崎市
施設名称	清掃リサイクルセンター21
施設の所在地	伊勢崎市柴町954番地
炉形式	全連続燃焼（流動床式）燃焼炉
施設規模	210t/日（70t/24h×3炉）

2、施設の維持管理に関する計画 別紙のとおり

3、施設の維持管理の状況に関する情報

(1) 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量(単位：t)

ごみ種類	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ	60,938.50	5,668.13	4,876.02	4,687.70	6,291.73	6,174.55	3,024.82	4,597.37	5,064.34	4,941.38	5,455.48	3,973.75	6,183.23

(2) 燃焼室中の燃焼ガスの温度

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	最大	℃	925	917	916	920	911	913	918	915	923	928	930	918
	最小	℃	895	898	880	884	885	895	890	887	913	893	880	876
B系炉	最大	℃	900	875	911	923	915	917	922	936	937	943	937	919
	最小	℃	861	850	898	882	882	894	877	908	902	913	897	872
C系炉	最大	℃	924	926	919	924	908	909	929	921	933	933	921	927
	最小	℃	896	865	887	881	871	879	902	902	906	916	912	881

(3) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	最大	℃	180	182	183	177	178	177	181	179	176	187	185	182
	最小	℃	177	176	175	174	174	174	176	178	171	175	178	177
B系炉	最大	℃	183	175	173	175	178	177	180	179	181	184	185	185
	最小	℃	173	173	171	173	172	173	176	176	177	178	180	178
C系炉	最大	℃	181	183	183	180	182	182	184	185	186	186	181	182
	最小	℃	178	176	178	177	176	178	180	178	172	181	175	177

(4) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

		単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	平均	ppm	100	30	11	11	13	13	15	16	11	11	15	9	10	13
B系炉	平均	ppm	100	30	12	13	10	10	12	13	12	14	14	14	15	11
C系炉	平均	ppm	100	30	10	12	12	12	14	16	11	12	10	9	10	9

*管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、葦塚町、今井町）との協定値です。

(5) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	-	-	-	-	-	-	-	11月25日	-	-	-	-
B系炉	-	5月27日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C系炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2月12日	-

(6) 煙突から排出される排ガス中のばい煙濃度

		項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A系炉	硫黄酸化物	K値		17.5	0.19	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	-	<0.095	-	<0.120	
	ばいじん	g/m ³ N		0.15	0.02	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	-	<0.001	
	塩化水素	ppm		430	50	<1.4	-	17	-	10	-	13	-	-	6.2	-	14	
	窒素酸化物	ppm		250	100	76	-	72	-	43	-	67	-	-	62	-	71	
	採取日				-	-	4月26日	-	6月14日	-	8月2日	-	10月15日	-	-	1月15日	-	3月3日
	検査結果取得日				-	-	5月30日	-	7月12日	-	9月17日	-	11月5日	-	-	2月17日	-	3月30日
	採取場所				-	-	A系煙突	-	A系煙突	-	A系煙突	-	A系煙突	-	-	A系煙突	-	A系煙突
B系炉	硫黄酸化物	K値		17.5	0.19	<0.02	-	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.120	-	<0.130	
	ばいじん	g/m ³ N		0.15	0.02	<0.001	-	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	
	塩化水素	ppm		430	50	1.6	-	-	1.3	-	9.2	-	10	-	24	-	21	
	窒素酸化物	ppm		250	100	77	-	-	85	-	66	-	77	-	87	-	71	
	採取日				-	-	4月19日	-	-	7月23日	-	9月6日	-	11月19日	-	1月7日	-	3月12日
	検査結果取得日				-	-	5月30日	-	-	8月29日	-	10月21日	-	12月23日	-	2月17日	-	3月30日
	採取場所				-	-	B系煙突	-	-	B系煙突	-	B系煙突	-	B系煙突	-	B系煙突	-	B系煙突
C系炉	硫黄酸化物	K値		17.5	0.19	-	<0.02	-	<0.02	<0.02	-	-	<0.02	-	<0.100	-	<0.090	
	ばいじん	g/m ³ N		0.15	0.02	-	<0.001	-	<0.001	<0.001	-	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	
	塩化水素	ppm		430	50	-	10	-	2.3	5.0	-	-	14	-	3.7	-	29	
	窒素酸化物	ppm		250	100	-	89	-	46	24	-	-	51	-	66	-	67	
	採取日				-	-	-	5月15日	-	7月4日	8月30日	-	-	11月20日	-	1月6日	-	3月17日
	検査結果取得日				-	-	-	6月7日	-	8月9日	10月7日	-	-	12月23日	-	2月17日	-	3月30日
	採取場所				-	-	-	C系煙突	-	C系煙突	C系煙突	-	-	C系煙突	-	C系煙突	-	C系煙突

*管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、葦塚町、今井町）との協定値です。

(7) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度

	項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	0.1	-	-	-	-	-	0.00022	-	-	-	-	-	-
	採取日		-	-	-	-	-	-	-	9月2日	-	-	-	-	-	-
	検査結果取得日		-	-	-	-	-	-	-	10月15日	-	-	-	-	-	-
	採取場所		-	-	-	-	-	-	-	A系煙突	-	-	-	-	-	-
B系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	0.1	-	-	-	-	-	0.0051	-	-	-	-	-	-
	採取日		-	-	-	-	-	-	-	9月3日	-	-	-	-	-	-
	検査結果取得日		-	-	-	-	-	-	-	10月15日	-	-	-	-	-	-
	採取場所		-	-	-	-	-	-	-	B系煙突	-	-	-	-	-	-
C系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	0.1	-	-	-	-	-	0.0009	-	-	-	-	-	-
	採取日		-	-	-	-	-	-	-	9月4日	-	-	-	-	-	-
	検査結果取得日		-	-	-	-	-	-	-	10月15日	-	-	-	-	-	-
	採取場所		-	-	-	-	-	-	-	C系煙突	-	-	-	-	-	-

* 管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、菰塚町、今井町）との協定値です。

(別 紙)

一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理に関する計画

- 1.施設へのごみ投入は、施設の処理能力を超えないように行うものとします。
- 2.燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合します。
- 3.燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うものとします。
- 4.燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保ちごみを焼却します。
- 5.焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却します。
- 6.運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
- 7.運転を停止する場合には、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽します。
- 8.燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 9.集塵機に流入する燃焼ガスの温度を摂氏200度以下に冷却します。
- 10.集塵機に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 11.冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
- 12.煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が30ppm以下となるようにごみを焼却します。
- 13.煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 14.煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m³N以下となるようにごみを焼却します。
- 15.煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録します。
- 16.排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- 17.ばいじんを固化して排出し、処分場に埋め立てます。
- 18.火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。